



第1章

つながりを大切にしたまちづくり (人権、コミュニティ、交流)

◇章の目標

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合いながら、誰もがまちづくりに参画・参加できる環境を整え、コミュニティ活動をはじめとしたさまざまな市民活動の充実を図ることで、市民同士や団体、各地域のつながりを大切にしたいみんなが住み続けたいまちをつくりたい。

◇施策体系

第1節 人権の尊重と権利の擁護

- 第1項 人権施策の推進
- 第2項 多文化共生社会の推進
- 第3項 平和施策の推進

第2節 男女共同参画社会の実現

- 第1項 男女共同参画の推進
- 第2項 女性の活躍の推進

第3節 コミュニティ活動の充実

- 第1項 地域コミュニティの維持・発展・再構築
- 第2項 市民活動の支援と活性化推進

第4節 自治体間交流・連携の推進

- 第1項 姉妹都市・友好都市との交流推進
- 第2項 都市間連携の推進

◇関連する基本計画等：『いるま男女共同参画プラン』



はじめに
第1編 序論
第2編 基本構想
第3編 計画推進のため
第4編 第1章
第4編 第2章
第4編 第3章
第4編 第4章
第4編 第5章
第4編 第6章
第4編 計画の現に向けて
第5編 第2期 総合戦略
資料編

●政策目標

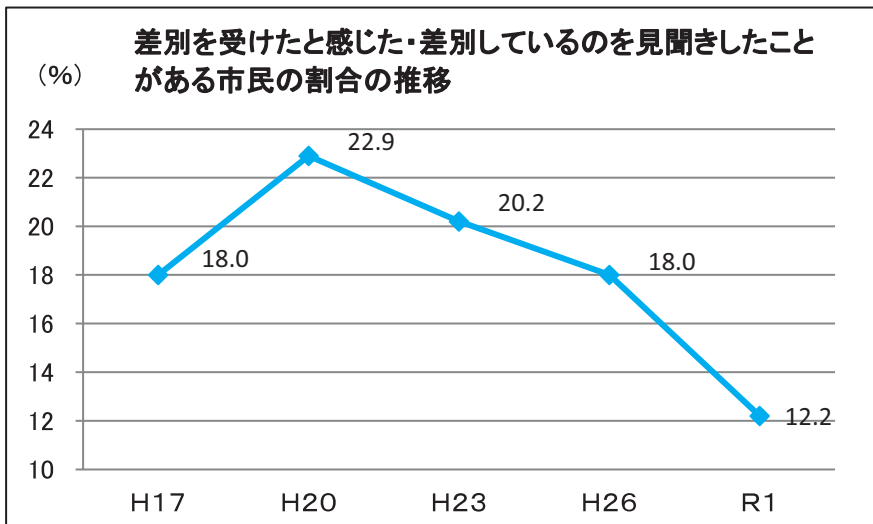
市民一人ひとりが互いを尊重し合い、平和で差別のない明るい社会を目指します。

●重点的取組

人権施策の推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
差別を受けたと感じたことがある市民の割合	市民意識調査の結果から、人権施策の推進が図られているか判断します。	12.2%	10.0%
性的マイノリティやLGBTという言葉を知っている人の割合	市民意識調査の結果から、人権施策の推進が図られているか判断します。	80.6%	90.0%
外国人市民の自治会活動への参加数	外国人市民意識調査の結果により、自治会加入状況を判断します。	44.9%	50.0%
平和都市宣言の認知度	平和啓発事業の参加者アンケートの結果から平和都市宣言の認知度を判断します。	44.0%	55.0%



第1項 人権施策の推進

○施策の目指す姿

人種・信条・性別・社会的身分・門地（家柄）・年齢・障害の有無等による差別のない、市民一人ひとりが互いの人権を尊重する社会。

○施策の現状

女性や子ども、高齢者、障害のある方、外国人などに関する人権問題が依然として解決せず、性的マイノリティ*の方々への認知は進んできているものの、偏見に直面しています。また、SNSによる人権侵害の拡大や、児童や高齢者に対する虐待行為、ドメスティックバイオレンス（DV）*等の深刻化、感染症の感染者やその家族および治療に当たる医療従事者に対する差別といった問題もあります。こうした中、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）のいわゆる人権三法が制定されたことも踏まえ、学校教育、社会教育を通じた人権教育と、啓発パンフレット等の配布や企業等への人権に関する講演会の開催を通じた人権啓発の施策を推進しています。

○施策の課題

- これまでの人権問題に加え、生活様式の多様化や国際化により新たな人権問題が生じており、時代に合った人権教育、啓発活動に取り組む必要があります。
- 人権問題は複雑化しており、相談窓口相互の連携強化、人権侵害にかかわる被害防止と被害者支援に向けて、全庁的な相談体制の強化を図る必要があります。
- 児童虐待、高齢者虐待、DV等を起こさせないための対策に取り組む必要があります。
- 人権に関する教育や啓発活動は、指導者や参加者の固定化も見られるため、新たな人材の確保や参加促進などが求められています。

○施策の方向性

人権の啓発

人権に関する各種啓発活動を実施するなど人権思想の啓発に努めます。パートナーシップ宣誓制度の周知を行い、性的マイノリティの方への理解を促進します。

人権教育の推進

学校、社会において広く人権教育を実施するとともに心のバリアフリー化を推進します。

人権相談の充実

関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。虐待やDV被害に関する相談体制の整備に取り組み、深刻な被害の防止に努めます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
人権問題に関する講演会、講習会の参加者数	人権問題に関する講演会、講習会の参加者数により人権尊重のまちづくりの進展状況を判断します。	1,856人	2,000人
性的マイノリティのための悩みごと相談者数	性的マイノリティのための悩みごと相談者数により、相談体制の充実度を判断します。	7件	現状維持

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

市民団体等との協働により、人権教育の推進に取り組みます。

* 性的マイノリティ：自認する性が戸籍上の性別とは異なる方、恋愛対象等が異性愛のみではない方など。性的少数者。

* ドメスティックバイオレンス（DV）：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。身体的、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。

第2項 多文化共生社会の推進

○施策の目指す姿

市民一人ひとりがお互いの生まれ育った地域、環境により育まれた文化の違いを認め合い、地域社会とともに助け合うことのできる多文化共生社会*のまち。

○施策の現状

外国人市民は近年増加傾向にあり、身近に多くの外国人市民が生活しているものの、地域活動に参加している外国人市民は多くないことから、地域住民と外国人市民との交流の機会はあまりありません。また、生活情報の多言語化や生活相談体制の充実に取り組んでいますが、外国人市民への情報提供は十分とはいえません。

○施策の課題

- 自治会活動を中心とする地域活動において、外国人市民も参加し、共に活躍できる環境を整備することが必要です。
- 外国人市民のニーズを地域活動に参加する住民が理解し、共通認識を育むことが必要です。
- 国籍に関係なく地域社会を担う市民としてお互いを理解することで、世界の恒久平和の実現につなげていく必要があります。
- 生活情報を必要としている外国人市民に、情報を確実に届ける有効な手段が必要となります。

○施策の方向性

地域住民の意識改革の推進

多文化共生社会の実現に向けて、地域住民と外国人市民双方の意識改革に取り組みます。

交流機会の創設

地域住民と外国人市民が参加し、相互交流できる機会をつくります。

相談窓口の充実

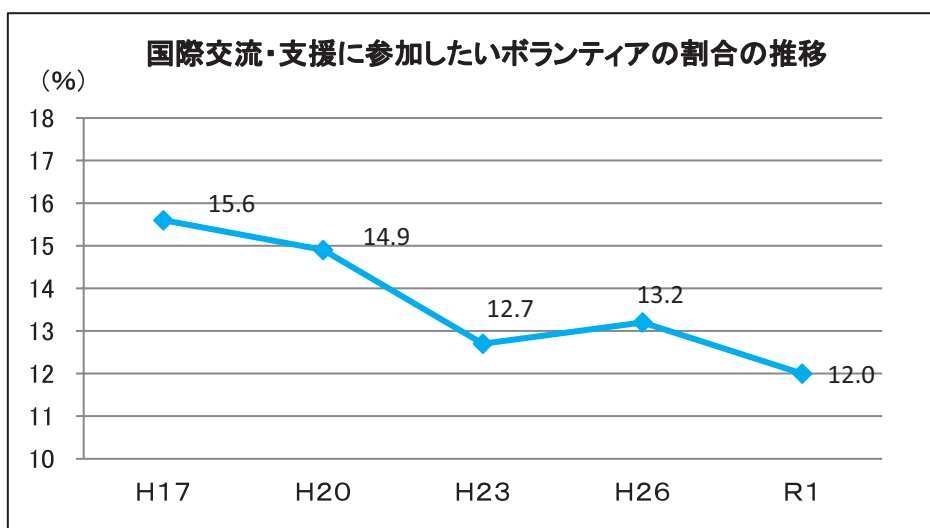
外国人市民が母国語で相談できる生活相談窓口体制を充実します。

情報提供の充実

外国人市民に対する生活情報は、やさしい日本語などを活用したわかりやすい方法で提供します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
外国人相談窓口の認知度	外国人市民意識調査の結果により外国人相談体制の認知度を判断します。	33.8%	40.0%
入間市市政情報誌「IRUMA COM+COM」の認知度	外国人市民意識調査の結果から市政情報誌の認知度を判断し、情報提供の充足度を判断します。	20.1%	30%
「やさしい日本語」を活用した発行物数	外国人市民が理解できるよう発行物を「やさしい日本語」により作成して情報共有化を判断します。	0件	2件
国際交流・支援に参加したいボランティアの割合	市民意識調査の結果から国際交流・支援への理解についての状況を判断します。	12.0%	20.0%



○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

外国人市民が地域の中で円滑なコミュニケーションが図れるように、地域の環境づくりに取り組みます。

*多文化共生社会：複数の他者の民族、他者の文化の相互承認と共存が可能になっている社会の状態のこと。

第3項 平和施策の推進

○施策の目指す姿

平和の尊さを市民一人ひとりが認識し、大切にしている社会。

○施策の現状

国際社会における戦争や核兵器の脅威は依然として続いており、今もなお、多くの人々が武力紛争、飢えや病気に苦しんでいます。本市では、「平和都市宣言」に基づき、かけがえのない地球環境を守り、世界の恒久平和実現のための平和推進啓発事業に取り組んでいます。

○施策の課題

- 平和の尊さを訴え続け、平和に対する市民の意識が高まるような取組が必要です。

○施策の方向性

平和意識の高揚

平和の尊さ、大切さを伝えるための啓発事業を実施し、平和意識の高揚を図ります。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
平和啓発事業の参加者数	平和啓発事業の参加者から平和意識の高揚の進捗度を判断します。	1,946人	現状値以上

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

市民一人ひとりが平和の大切さを考え、高い平和意識を持って行動できるよう、市民の意識啓発に取り組みます。



●政策目標

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

●重点的取組

男女共同参画の推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
男女の地位が社会通念や慣習などで平等と感じる人の割合	市民意識調査の結果から、男女平等意識の推進が図られているか判断します。	14.1%	20.0%
男女の役割分担の考えについて「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合	市民意識調査の結果から、男女共同参画意識の推進が図られているか判断します。	72.4%	80.0%
男性も育児・介護休業・子どもの看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合	市民意識調査の結果から、男女共同参画意識の推進が図られているか判断します。	65.7%	50.0%

第1項 男女共同参画の推進

○施策の目指す姿

すべての個人が、性別に縛られず、互いに社会のあらゆる場面で個性や能力を十分に発揮し活躍できる社会。

○施策の現状

「男女共同参画都市宣言」、「入間市男女共同参画推進条例」、「いるま男女共同参画プラン」等に基づき、各種啓発事業や相談事業を実施して男女共同参画を推進しています。

○施策の課題

- 男女共同参画に関する啓発活動は、講義形式の学習に偏りがちであり、参加者についても固定化の傾向が見られるため、広く市民の参加を促進する取組が求められています。
- 男女共同参画の推進には、行政の取組はもとより、市民や事業者一人ひとりが身近な問題として捉え、相互に協力していく必要があります。
- DVなどのあらゆる差別・暴力にかかわる被害防止と被害者支援に向け、全庁的な相談・支援体制の連携強化を図る必要があります。

○施策の方向性

男女共同参画の啓発

講座およびセミナーへの市民参加の促進など啓発活動に取り組みます。

相談事業の充実

面接相談・電話相談・法律相談などを実施し、DVなどあらゆる差別・暴力被害に対して全庁的な相談・支援体制の連携強化を図ります。

市民団体・民間事業者等との連携

市民団体・民間事業者等との連携による共催事業を実施します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
各種講座、セミナーの受講者数	男女共同参画に関する講演会、セミナーの参加者数により男女共同参画のまちづくりの進展状況を判断します。	1,162人	1,300人
女性の悩みごと相談者数	女性の悩みごと相談者数により、相談体制の充実度を判断します。	延370人	現状維持
共催事業の実施回数	市民団体・民間事業主との共催事業の実施回数により、連携の取組状況を判断します。	3回	4回

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

セミナーの企画運営、保育等ボランティア活動などを協働で進め、男女共同参画の推進に取り組みます。

第2項 女性の活躍の推進

○施策の目指す姿

女性が十分に力を発揮し、その個性および能力を生かして活躍できる社会。

○施策の現状

「いるま男女共同参画プラン」に基づき、市の審議会、職場、地域団体などの政策や方針を決定する場へのすべての世代の女性の参画を引き続き推進していますが、目標には達していません。また、女性のエンパワメント*、人材育成、起業などのチャレンジを支援することを目指して講座を実施しています。

○施策の課題

- 働きたいと希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性とその思いをかなえることのできる社会の実現が必要です。
- あらゆる分野における女性の活躍推進には、女性・男性それぞれのさらなる意識改革が必要です。
- 社会生活のさまざまな場面における意思決定の場へのさらなる女性の参画が必要です。

○施策の方向性

女性が活躍できる環境の整備

女性の多様な働き方への就業環境の整備や起業などのチャレンジ支援など、あらゆる分野で女性が活躍できる環境を整備します。

女性・男性の意識改革の推進

女性の活躍を推進するため、啓発活動を実施して女性と男性それぞれの意識改革を推進します。

政策・方針決定の場への女性の参画

職場、地域団体、市の審議会などにおける意思決定の場への女性の参画を推進します。

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
市の審議会等に占める女性の割合	審議会等に占める女性の割合により政策・方針決定の場における女性参画の状況を判断します。	32.7%	35.0%
市職員管理職（課長職以上）における女性の割合	市職員管理職（課長職以上）の女性の割合により政策・方針決定の場における女性参画の状況を判断します。	13.8%	15.0%
就職支援セミナー等就労支援に関する講座の参加者数	就職支援セミナー等就労に関する講座の参加者数によって、女性の活躍推進状況を判断します。	48人	60人



男女共同参画推進センター実施事業の様子

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

行政、事業所、市民が、それぞれワーク・ライフ・バランス*を推進するための意識啓発に取り組みます。

*エンパワーメント：力をつけること。また、自ら主体的に行動することにより状況を変えていこうとする考え方のこと。

*ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和と訳されるが、個人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方。



●政策目標

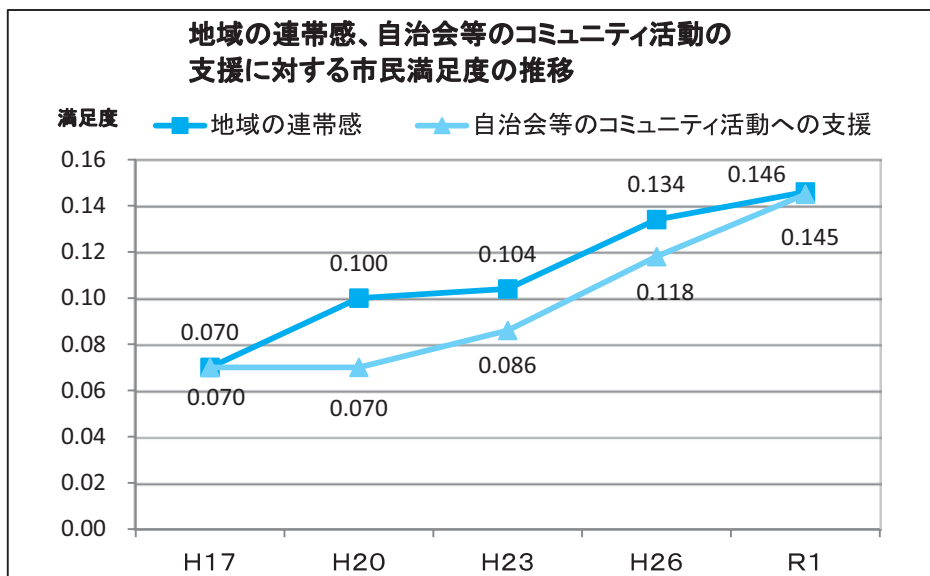
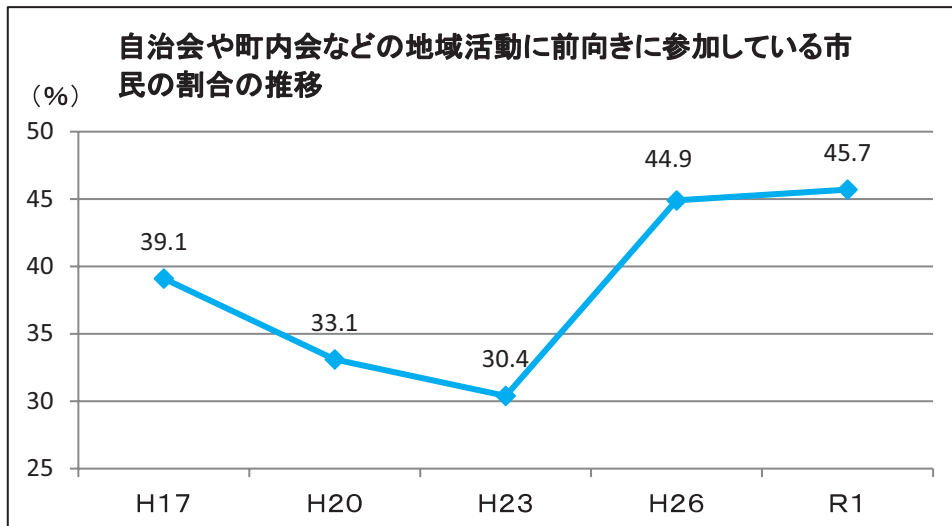
市民一人ひとりが、分野や世代の垣根を越え、互いに連携し支え合うことで、地域課題を解決していくことのできるコミュニティ活動の活発なまちを目指します。

●重点的取組

地域コミュニティの維持・発展・再構築

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
自治会や町内会などの地域活動に参加している市民の割合	市民意識調査の結果から、コミュニティ活動に参加しやすいまちづくりの推進が図られているか判断します。	45.7%	50.0%
地域の連帯感に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、地域コミュニティの維持・発展・再構築が図られているかを判断します。	0.146	0.184
自治会等のコミュニティ活動への支援に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、市民活動の支援や活性化推進が図られているかを判断します。	0.145	0.168



第1項 地域コミュニティの維持・発展・再構築

○施策の目指す姿

地域コミュニティを構成するすべての人々が、コミュニティ活動に関わりをもち、お互いに支え合うことのできるまち。

○施策の現状

自治会・区長会がコミュニティ活動の中心となっていますが、自治会への加入率は減少傾向にあり、会員の高齢化に伴い、役員の担い手不足などの問題が生じています。自治会・区長会とNPO*法人などの市民活動団体とのつながりは希薄なところがあり、また、将来のまちづくりの担い手である子どもたちがコミュニティ活動に参加したり、意見を表明したりする機会があまり多くありません。また、コミュニティ活動の拠点となる自治会集会所は老朽化が進んでいるところがあります。

○施策の課題

- 自治会・区長会、NPO法人などの市民活動団体、地域の各種団体と行政が連携して、多様化する地域課題を解決する仕組みづくりが必要となります。
- コミュニティ活動の主役である自治会・区長会活動を支援するとともに、現在の連携体制や関係性の検証が必要となります。
- 地域コミュニティを維持するためには、将来のまちづくりを担う子どもの意見を反映したり、子どもが主体的に活動に参加したくなる仕組みづくりをしたりすることが望まれます。
- 地域コミュニティの拠点となる自治会集会所は、計画的に整備する必要があります。

○施策の方向性

地域課題を解決する仕組みづくり

自治会・区長会、NPO法人などの市民活動団体、地域の各種団体、子ども等と一緒に、多様化する地域課題を解決するための仕組みづくりに取り組みます。

自治会活動との連携

自治会の活性化、活動拠点の整備などを通じて自治会と連携して地域振興を図ります。

自治会への負担軽減

行政と自治会・区長会との役割分担と体制を見直し、自治会の負担軽減を図ります。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
自治会加入世帯数	加入世帯数により、コミュニティ活動の充実度を判断します。	41,383世帯	現状維持
集会所等の年間整備数	要望がある自治会集会所の建設・改修を進めることにより、自治会活動の充実度を判断します。	年3棟	年4棟
自治会・区長会への依頼事項等の数	市や関連団体から自治会・区長会へ依頼等をしている件数から自治会への負担を判断します。	199件	170件

○協働のとりくみ方向 【市民主導】

自治会活動を支援し、誰もが住み続けたいと思える地域社会の構築に取り組みます。

* NPO：「Nonprofit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

第2項 市民活動の支援と活性化推進

○施策の目指す姿

市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わりをもつような、市民活動が活発なまち。

○施策の現状

一部のNPO法人など活発に活動している団体はあるものの、その活動内容は特定の分野、地域に限定されています。市民活動の拠点である市民活動センターでは、中間支援組織が市民活動の活性化事業として、年間を通して相談業務、研修講座等を行っています。市民活動ポータルサイトを活用し、情報の一元化に向けた動きを進めています。

○施策の課題

- 市民活動団体は、それぞれの分野で活動しており、団体どうしをつなげることでまちづくりの大きな力とすることが必要です。
- 市民活動センターは、さらに利用しやすい施設運営に向けて登録団体の理解と協力が必要です。
- 各地区に設置する地区センターのコミュニティにより、さまざまな市民活動の支援を図っていく必要があります。

○施策の方向性

市民活動の支援

市民活動センター機能の充実や活動の連携をコーディネートできる人材の育成などを通じて、市民活動を支援します。

新たなコミュニティ活動の支援

各地区で活動する市民活動団体等を支援するために、新たな活動場所の確保に取り組みます。また、中間支援組織を強化し、各地区との連携を図ります。

情報の一元化

さまざまなコミュニティ活動に参加しやすくなる環境整備として、中間支援組織と連携して中心となる相談窓口の充実と、市民活動に関する情報の一元化を進めます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
市民活動センター登録団体数	登録団体数の増加状況により、市民活動の充実度を判断します。	98団体	100団体
市民活動センター講座参加人数	講座参加者数の増加状況により、市民活動への関心度を判断します。	98人	1000人

○協働のとりくみ方向 【市民主導】

市民活動団体への支援を通じて、さまざまなコミュニティ活動に参加しやすく、誰もが住み続けたいと思える地域社会の構築に取り組みます。

●政策目標

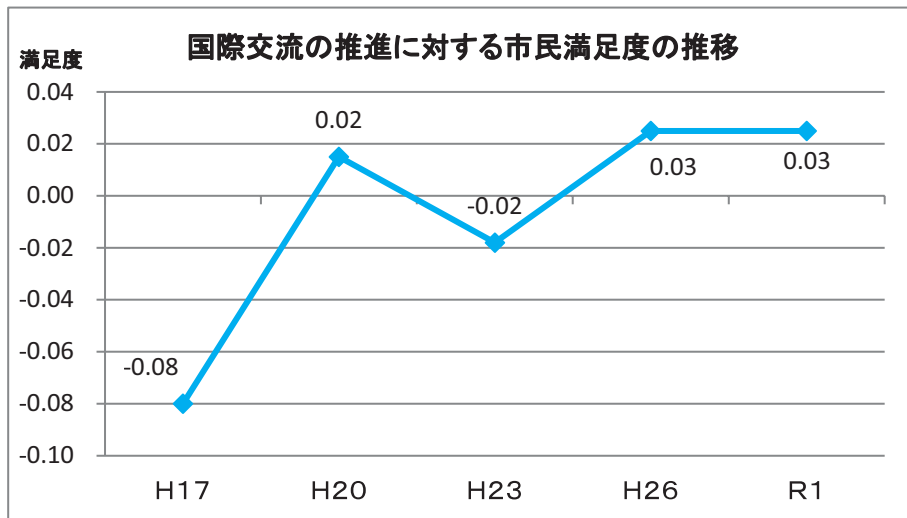
広い視野を持つ人材を育てるとともに、都市間で連携して市民サービスの向上を図るまちを目指します。

●重点的取組

都市間連携の推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
国際交流の推進に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、市民が求めている国際交流が進んでいるかを判断します。	0.025	0.075
公共施設相互利用者数	公共施設相互利用者数（他市施設を利用した入間市民の数）から、都市間連携による市民満足度を判断します。	87,570人	175,000人



第1項 姉妹都市・友好都市との交流推進

○施策の目指す姿

姉妹都市・友好都市との交流を通じて異なった文化や習慣を知り、互いを認め合う心、広い視野を持つ人材豊富なまち。

○施策の現状

佐渡市とは、教育・文化・産業等にわたって交流し、相互理解と親善を深めています。また、ヴォルフラーツハウゼン市との交流では、青少年を対象とした異文化体験を通じて相互交流の充実を図っています。

○施策の課題

- 姉妹都市、友好都市との今後の交流の方向性について再検討する必要があります。
- 佐渡市との交流では、文化、産業分野での交流や災害時等における相互協力の充実が求められています。
- 姉妹都市、友好都市との交流では、事業に参加した青少年の活躍の場所や機会の充実を図るとともに、事業に参加しやすい環境を整備し、参加者を増やすことが必要です。

○施策の方向性

市民交流の充実

市民が誰でも参加できる交流機会の充実を図ります。また、姉妹都市・友好都市との交流については、具体的な取組および今後の方向性を再検討します。

さまざまな分野での相互交流や相互協力の充実

佐渡市と本市の産業、文化等さまざまな分野での相互交流や災害時の相互協力を推進します。

青少年交流の推進

小学生、中学生、高校生、それぞれの年代を対象とした異文化交流を推進します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
姉妹都市佐渡市指定保養所の利用者数	入間市指定保養所として登録している佐渡市内の宿泊施設の入間市民の利用者数により姉妹都市交流の充実状況を判断します。	139人	150人
ヴォルフラーツハウゼン市との青少年交流事業への応募者数	応募者数により交流事業への関心度を判断します。	9人	12人

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

広い視野を持つ人材育成のために、都市間交流への市民参加の促進に取り組みます。



姉妹都市交流の様子

第2項 都市間連携の推進

○施策の目指す姿

市民の利便性や業務の効率性が高い、住民本位の公共サービスが充実したまち。

○施策の現状

防災分野では、大規模災害の発生時に、災害応急対策や復旧活動が迅速に実施できるよう、他の自治体と防災に関する協定を締結しています。また、関係機関、民間企業各社などとも防災に関する協定を締結しています。日常的には、図書館の利用者サービスのさらなる向上を図るため、所沢市、飯能市、狭山市、日高市および青梅市図書館と相互利用協定を締結しています。

○施策の課題

- 大規模な災害等の発生に備えた都市間での連携を推進していく必要があります。
- どの分野で都市間連携をしていくことが有効かを見極め、具体的に施策の連携を図っていくことが必要です。
- 自然災害や人口減少社会への対応、市民の利便性の向上など、さまざまな課題への対応に向けた都市間連携のあり方を検討する必要があります。

○施策の方向性

新たな都市間連携の検討・活用

新たな都市との連携について、さまざまな可能性を検討し、活用に向けて取り組みます。

都市間連携の拡充

防災や図書館等の相互利用など、現在取り組んでいる都市間連携を拡充します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
防災に関する都市間協定締結数	防災に関する協定締結数により、防災に関する連携の進捗状況を判断します。	4件	5件
新たな都市間連携の検討件数	新たな都市間連携の検討件数により、地域の課題解決の取組状況を判断します。	0件	2件

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

市民の意見も交えて、新たな都市間連携の検討に取り組みます。

○関連施策

計画実現・第1節・第4項「広域行政の推進」